

岡山市週休2日工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場における労働環境改善のため、岡山市が発注する建設工事において、「週休2日工事」を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における「週休2日」とは、対象期間において、原則として土・日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所とすることをいう。

2 この要領において「週休2日工事」とは、週休2日を実施する工事をいう。

3 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までとする。(準備・準備工・片付期間は、除く。)

4 「完全閉所」とは、現場事務所での事務的作業を含む、工事現場における全ての作業を中断し、現場を閉所とすることをいう。

(対象工事)

第3条 対象工事は、岡山市が発注する原則すべての工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は選定しない。

- (1) 災害復旧工事等の緊急を要する工事
- (2) 現場条件や施工期間の制約が厳しい工事
- (3) 営繕工事
- (4) 請負代金額が250万円以下の工事
- (5) その他週休2日の確保が困難であると判断される工事

2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、現場説明書及び特記仕様書に「週休2日工事」の対象工事である旨を明記し、「岡山市週休2日工事特記仕様書」を添付するものとする。

3 発注者は、週休2日対象外の工事についても、特記仕様書に対象外である旨を明記するものとする。

(実施方法)

第4条 「週休2日工事」の発注方式は、契約後、受注者の希望により「週休2日工事」を実施する「**受注者希望型**」とする。

2 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に、「週休2日工事」の実施希望の有無を発注者に工事打合せ簿にて報告するものとする。

3 その他実施に当たっては、前2項に定めるもののほか、別に定める「岡山市週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。

(設計変更)

第5条 発注者は、受注者が前条第2項の規定により週休2日工事の実施を報告し、かつ、対象期間において週休2日を確保できた場合は、精算時に設計変更の対象とするものとする。

(工事成績評定)

第6条 発注者は、対象期間において週休2日を確保できた場合は、工事成績評定の工程管理の項目で評価するものとする。なお、週休2日を確保できなかった場合においても減点を行わないものとする。

(履行証明書)

第7条 発注者は、受注者が第4条第2項の規定により週休2日工事の実施を報告し、かつ、対象期間において週休2日を確保した上で、しゅん功検査に合格した受注者に対して、受注者から請求があった場合、別に定める週休2日工事履行証明書を発行する。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

(適用)

この要領は、令和2年10月1日単価以降を採用する工事から適用する。

(関係要領の廃止)

岡山市週休2日工事試行要領（令和2年4月1日施行）は、廃止する。

岡山市週休2日工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場における労働環境改善のため、岡山市が発注する建設工事において、「週休2日工事」を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における「週休2日」とは、対象期間において、原則として土・日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所とすることをいう。

2 この要領において「週休2日工事」とは、週休2日を実施する工事をいう。

3 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までとする。(準備・準備工・片付期間は、除く。)

4 「完全閉所」とは、現場事務所での事務的作業を含む、工事現場における全ての作業を中断し、現場を閉所とすることをいう。

(対象工事)

第3条 対象工事は、岡山市が発注する原則すべての工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は選定しない。

- (1) 災害復旧工事等の緊急を要する工事
- (2) 現場条件や施工期間の制約が厳しい工事
- (3) 営繕工事
- (4) 請負代金額が250万円以下の工事
- (5) その他週休2日の確保が困難であると判断される工事

2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、現場説明書及び特記仕様書に「週休2日工事」の対象工事である旨を明記し、「岡山市週休2日工事特記仕様書」を添付するものとする。

3 発注者は、週休2日対象外の工事についても、特記仕様書に対象外である旨を明記するものとする。

(実施方法)

第4条 「週休2日工事」の発注方式は、契約後、受注者の希望により「週休2日工事」を実施する「**受注者希望型**」とする。

2 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に、「週休2日工事」の実施希望の有無を発注者に工事打合せ簿にて報告するものとする。

3 その他実施に当たっては、前2項に定めるもののほか、別に定める「岡山市週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。

(設計変更)

第5条 発注者は、受注者が前条第2項の規定により週休2日工事の実施を報告し、かつ、対象期間において週休2日を確保できた場合は、精算時に設計変更の対象とするものとする。

(工事成績評定)

第6条 発注者は、対象期間において週休2日を確保できた場合は、工事成績評定の工程管理の項目で評価するものとする。なお、週休2日を確保できなかった場合においても減点を行わないものとする。

(履行証明書)

第7条 発注者は、受注者が第4条第2項の規定により週休2日工事の実施を報告し、かつ、対象期間において週休2日を確保した上で、しゅん功検査に合格した受注者に対して、受注者から請求があった場合、別に定める週休2日工事履行証明書を発行する。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

(適用)

この要領は、令和2年10月1日単価以降を採用する工事から適用する。

(関係要領の廃止)

岡山市週休2日工事試行要領（令和2年4月1日施行）は、廃止する。